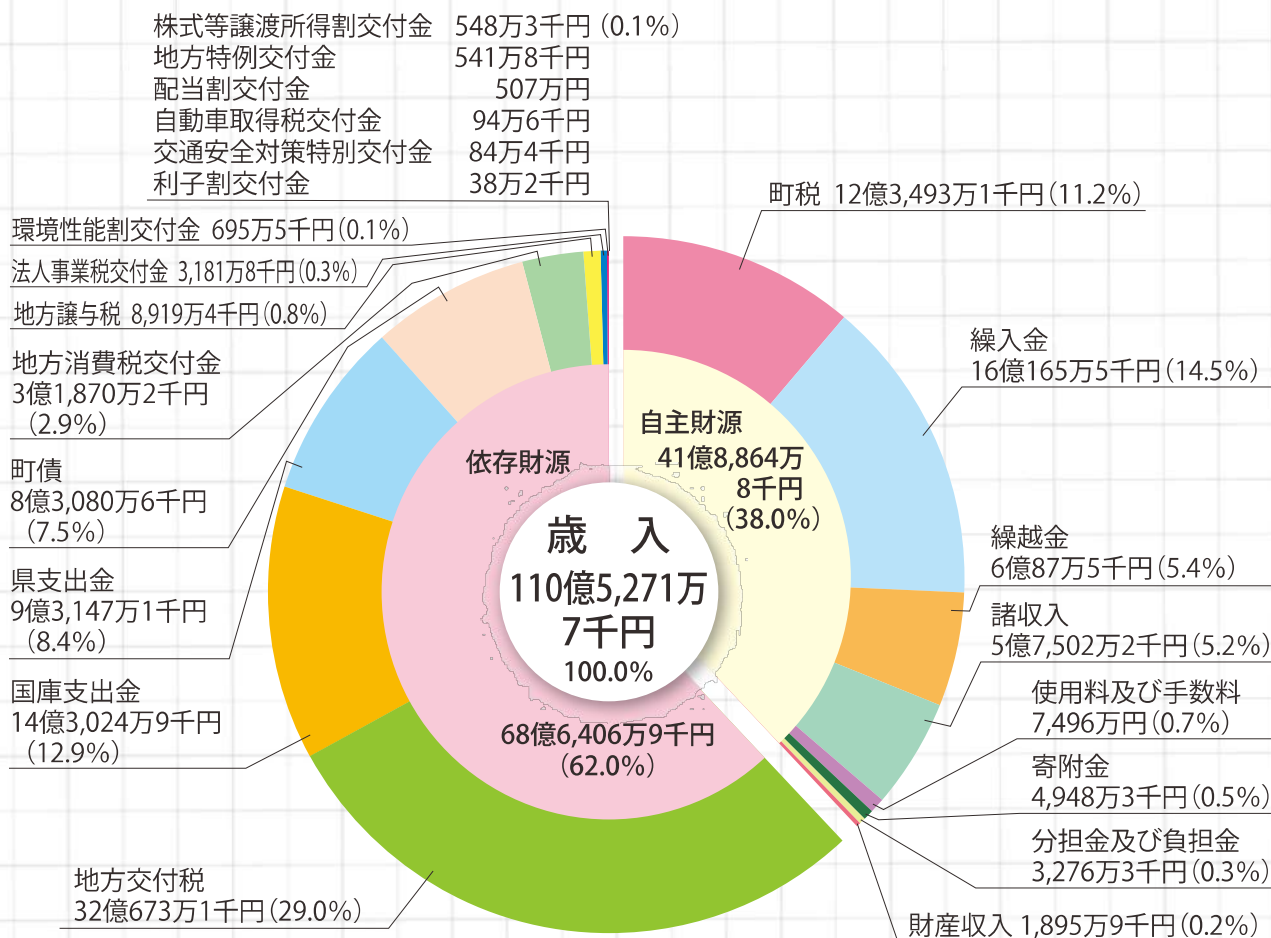


# 令和5年度決算報告



令和5年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算が、9月に開催されました令和6年第4回川俣町議会定例会において承認されましたので、その決算のポイントについてお伝えいたします。

【問い合わせ】財政課 財政係（内線 1203）



## 令和5年度一般会計決算の概要

令和5年度の町の歳入総額は、前年度決算と比較して16億752万8千円減の110億5,271万7千円となり、歳出総額は14億5,827万9千円減の103億3,766万4千円となりました。歳入から歳出を差し引いた7億1,505万3千円から、今年度に繰越した事業の財源となる2億901万9千円を差し引いた実質収支は、5億603万4千円の黒字決算となりました。

歳入においては国庫支出金をはじめ、県支出金や各種助成金を積極的に活用するとともに、震災及び原発事故からの復旧・復興事業の実施にあたっては、福島再生加速化交付金や震災復興特別交付税などの国から交付される復興予算を活用しました。

火葬場整備事業や消防屯所整備事業、中央公民館照明リニューアル事業などの将来にわたって必要となる大型事業については、世代間の負担の公平性の観点から、地方債（借金）を活用しましたが、それらの償還金の大部分は今後、地方交付税として国から交付されることとなります。

なお、多方面にわたる様々な事業を実施するために不足する財源については、これまでに積み立ててきた基金を一部取り崩し充当したところです。

## 第6次振興計画がスタート

令和5年度は、第6次川俣町振興計画の初年度として、計画を実行していくための基盤づくりの重要な年と位置づけ、前期計画において重点施策として定める「子育て支援」、「移住・定住」、「活力ある産業」、「みんなの生きがいづくり」の4つの施策に重点的に取り組みました。

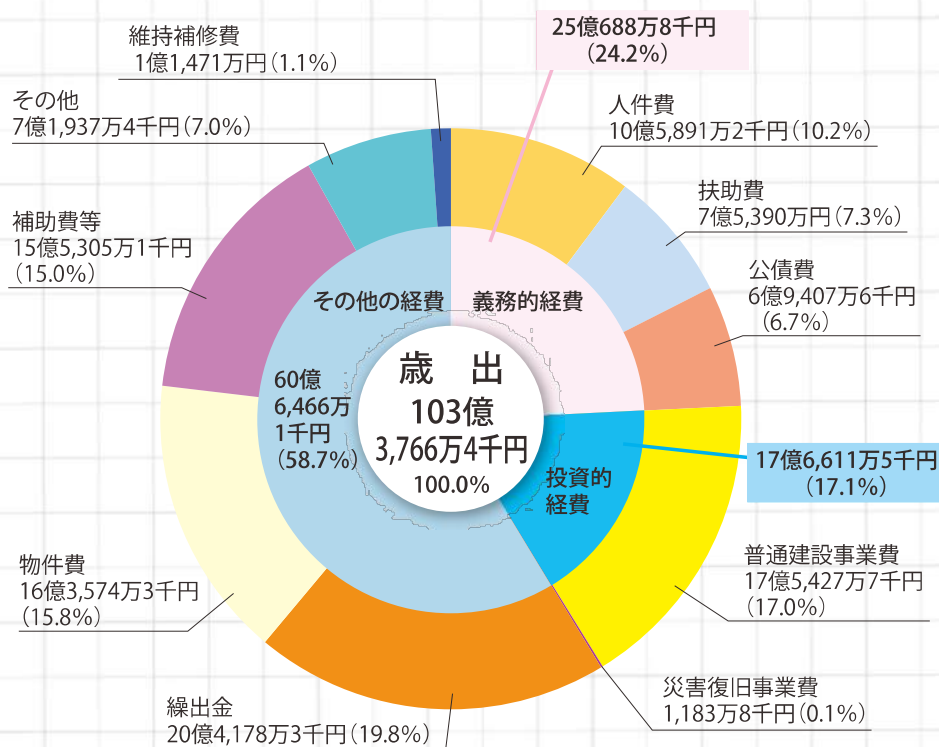
「子育て支援」としては、かわまた認定こども園の開園にあわせ、給食費の無償化を行うとともに、子育て支援施策の再構築を目指して、妊娠時の支援から子どもの教育・保育体制の充実、保護者の相談体制や多方面からの経済的負担軽減などの事業を推進しました。

「移住・定住」としては、避難者の帰還を促進し、移住希望者と町民との交流から関係人口の増加を図りながら、新たな産業の創出や観光の強化につながる事業に取り組みました。里山ツーリズムを起点として、農業体験交流事業の実施や地域おこし協力隊の活用等により、町外に向けた町の魅力・情報発信事業等に取り組み、移住・定住を促進しました。

「活力ある産業」としては、町内商

店での電子マネー利用によるポイント還元キャンペーンに取り組み、中心市街地の活性化を図るとともに、企業誘致による新たな雇用機会の創出を図るため、中山工業団地を拡張するための造成工事を実施するとともに、新規就農者に対する各種の支援を実施しました。

「みんなの生きがいづくり」としては、里山を活用し、楽しみながら健康づくりを行うことのできる里山健康教室を開催するとともに、町民ウォーキング大会やサイクルロゲイニング大会を開催し、誰もが健康でいきいきと活躍し続けることができる環境づくりを推進しました。



## 多方面にわたる事業を展開

令和5年度は、川俣町デジタル化推進計画の初年度として、積極的にICTを活用し、町民が快適にサービスや情報を利用できるよう、行政手続きや地域社会のオンライン化、関連機器の整備、マイナンバーカードの普及促進など、自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) の基盤づくりを推進するとともに、老朽化した火葬場については、敷地造成・建設工事を滞りなく進めました。

また、頻発する災害に対する防災力を強化すると同時に、脱炭素の推進、循環型社会の構築などのグリーン・トランスフォーメーション (GX) に取り組み、SDGsの概念のもと、誰一人取り残されない、持続可能で強靱かつしなやかな町づくりの実現に努めてきたところです。

そして、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復旧・復興事業においては、除染廃棄物仮置場の返還や山木屋地区の宮農再開支援等を継続的に実施するとともに、放射性物質汚染の風評被害を払しょくするため、首都圏に向けた地場産品のPR事業などに取り組みました。

## 特別会計

特定の事業については、より収支を明確にするために一般会計とは別に会計項目を設けております。令和5年度の特別会計の決算は下記のとおりです。

| 特別会計名        | 歳入           | 歳出           | 形式収支      | 特別会計名   | 歳入          | 歳出          | 実質収支      |
|--------------|--------------|--------------|-----------|---------|-------------|-------------|-----------|
| 国民健康保険(事業勘定) | 15億417万4千円   | 14億5,521万3千円 | 4,896万1千円 | 小島財産区   | 1,328万4千円   | 13万2千円      | 1,315万2千円 |
| 国民健康保険(診療施設) | 1,518万1千円    | 1,518万1千円    | 0円        | 飯坂財産区   | 2,333万4千円   | 208万4千円     | 2,125万円   |
| 介護保険         | 21億3,966万3千円 | 20億6,577万8千円 | 7,388万5千円 | 大綱木財産区  | 92万1千円      | 8万4千円       | 83万7千円    |
| 後期高齢者医療      | 2億304万8千円    | 1億9,619万円    | 685万8千円   | 小綱木財産区  | 819万6千円     | 9万6千円       | 810万円     |
| 簡易水道         | 2,052万3千円    | 511万8千円      | 1,540万5千円 | 山木屋財産区  | 15万3千円      | 9万2千円       | 6万1千円     |
| 奨学資金         | 1,274万6千円    | 1,274万6千円    | 0円        | 公営企業会計名 | 事業収益        | 事業費用        | 当年度純利益    |
| 工業団地造成事業     | 13億3,287万3千円 | 13億3,287万3千円 | 0円        | 水道事業    | 2億6,256万6千円 | 2億3,087万6千円 | 3,169万円   |

## 町の財政の健全性は？

国は、地方自治体の財政破綻を避けるため、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を制定し、地方自治体に対し、次の4つの指標及び公営企業における資金不足比率を算定し、監査を受けたのち、議会への報告及び住民への公表を義務づけております。

それぞれの数値には、一定の数値を超えると、事業を行うための起債（借金）ができなくなることや、財政再建計画の提出を求められることなどの「早期健全化基準」（公営企業には「経営健全化基準」）が設定されており、この基準を超えないような財政運営が求められております。令和5年度決算に基づき算定した結果は、下表のとおりです。

### 健全化判断比率

| 区分        | R5  | R4  | 増減   | 早期（経営）健全化基準 |
|-----------|-----|-----|------|-------------|
| ①実質赤字比率   | —   | —   | —    | 15.0        |
| ②連結実質赤字比率 | —   | —   | —    | 20.0        |
| ③実質公債費比率  | 4.2 | 4.4 | ▲0.2 | 25.0        |
| ④将来負担比率   | —   | —   | —    | 350.0       |
| ⑤資金不足比率   | —   | —   | —    | 20.0        |

※赤字・将来負担・資金不足がない場合は「—」で表示

「実質公債費比率」は、前年度から0.2ポイント改善し、4.2%となりました。これは、小学校再編事業、中央公民館施設改修事業、令和元年東日本台風災害復旧事業等の大型起債

による公債費（借金の返済金）の増額の対策として、地方交付税として措置される率がより有利な起債を活用することで、実質公債費比率の抑制に努めていることによるものです。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」及び「将来負担比率」並びに「資金不足比率」については、町はすべての会計において黒字決算であり、また各種基金の積み立てを行ってきたことにより、将来的な負担に対する蓄えは十分にあることから、前年度に引き続き、数値なし（健全である）という結果となりました。

また、財政健全化判断比率とともに、財政状況を判断するために算定されている、その他の財政指標の結果については、下表のとおりです。

### その他の財政指標

| 区分      | R5   | R4   |
|---------|------|------|
| ⑥財政力指数  | 0.33 | 0.34 |
| ⑦経常収支比率 | 92.6 | 88.6 |

「財政力指数」は、ほぼ前年同様の数値となりましたが、「経常収支比率」は、前年度から4.0ポイント悪化し、92.6%となりました。その要因としては、認定こども園の開園に伴う運営経費や、町のごみ処理や消防などを担う一部事務組合の施設の更新に伴う負担金の増額等により、経常的支出が増額となったことによるものです。

今後、従来の経常的な事業の見直しや効率化、スクラップ＆ビルドを行っていくことが求められています。

## 用語説明

### ①実質赤字比率

地方公共団体の「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

### ②連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

### ③実質公債費比率（3か年の平均）

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

### ④将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

### ⑤資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すもの。

### ⑥財政力指数（3か年の平均）

地方自治体の財政力を示す指数で、標準的な行政サービスに必要な経費に対する町税や各種交付金の割合の3か年の平均値。数値が高いほど財政に余裕があるとみなされ、「1」を超える自治体には普通交付税は交付されない。

### ⑦経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費が、地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源に占める割合。数値が高いほど財政構造の弾力性が低く、新たな財政需要に対応することが難しくなる。